

第一章 総則

第一章 総則

1 目的

指定給水装置工事事業者工事施行要領（以下「施行要領」という。）は、昭島市給水区域内における給水装置工事について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、適正な施行を図ることを目的とする。

<解説>

施行要領は、「昭島市給水条例」第14条第2項に基づき、配水管に給水管を取付ける給水装置工事及び当該取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の条件の指示について、標準的な情報を提供することにより、昭島市給水区域内の給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

2 用語の定義

この施行要領において用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 法とは、水道法をいう。
- 2 政令とは、水道法施行令をいう。
- 3 施行規則とは、水道法施行規則をいう。
- 4 給水条例とは、昭島市給水条例をいう。
- 5 施行規程とは、昭島市給水条例施行規程をいう。
- 6 市長とは、昭島市長をいう。
- 7 水道部とは、昭島市水道部をいう。
- 8 工務課とは、昭島市水道部工務課をいう。
- 9 給水係とは、昭島市水道部工務課給水係をいう。
- 10 配水管とは、配水池等から需要者に水を供給するために市の施設した管をいう。
- 11 給水装置とは、需要者に水を供給するために、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 12 給水設備とは、給水装置に附帯して設置した受水槽以下の設備をいう。
- 13 指定事業者とは、指定給水装置工事事業者をいう（法第16条の2第1項）。
- 14 主任技術者とは、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう（法第25条の5第1項）。
- 15 供給規程とは、水道事業者が水の供給を始めるに当たり、供給（給水）契約の内容をなす料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。

昭島市における供給規程は、給水条例（昭和42年12月25日条例第32号。）及び施行規程（平成2年8月31日水道部管理規程第2号。）である。

3 給水装置工事

給水装置工事とは、給水装置の設置（新設・増設）又は変更（改造・修繕・撤去）の工事をいう。

(1) 給水工事の区分

給水装置工事は、次に掲げる種類に区分するものとする（給水条例第12条第1項）。

- 1 新設工事 新たに給水装置を設置する工事
- 2 改造工事 給水管の増径、管種変更、水栓の増設など給水装置の原形を変える工事
- 3 修繕工事 原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事
- 4 撤去工事 給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

(2) 施行承認

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(3) 工事費の負担

給水装置工事の費用は、当該工事をする者の負担とする。

(4) 施工者

給水装置の新設、改造、修繕（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。注1）及び撤去の設計及び工事は、市又は昭島市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が施行する。

注1 給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等の給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る）をいう。

(5) 構造及び材質

ア 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、水道法施行令第6条に定める基準に適合させなければならない。

イ 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、水道法施行令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(6) 給水管及び給水用具の指定（給水条例第14条）

ア 市は、災害等による給水装置の損傷を防止し、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の量水器までのうち市が別に定める部分の給水装置材料（これを保護するための付属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。

イ 市は、指定事業者に対し、配水管に給水管を取り付け、若しくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から市の量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第二章 指定給水装置工事事業者

第二章 指定給水装置工事事業者

指定事業者は、水道に関する法令、給水条例、給水条例施行規程、昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程を遵守し、その事業を行わなければなりません。又指定事業者は、次に掲げる基準に従い、適正な事業の運営に努めなければなりません。

本章では、指定事業者制度の主旨、指定事業者に係る申請手続等について述べることとする。

第1節 指定給水工事事業者の責務等

1 事業の運営に関する基準(施行規則第36条、昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程(以下「規程」という。)第9条)

指定事業者は、次に掲げる基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事(軽微な変更を除く。)ごとに、選任した給水装置工事主任技術者のうちから、法第25条の4第3項各号及び規程第7条第1項の職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管に給水管を取り付け若しくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前項の工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事(軽微な変更を除く。)ごとに、指名(上記(1))した給水装置工事主任技術者に次の事項に関する記録を作成させ、その記録を作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

2 指定の申請(法第25条の2)

指定事業者として指定を受けようとする者は、次の事項を申請書に記載して提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名

- (2) 給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）の名称及び所在地
 - (3) それぞれの事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び給水装置工事主任技術者免状の交付番号
 - (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - (5) 事業の範囲
- なお、申請に必要な添付書類は、①法第25条の3第1項第3号に該当しない者であることの誓約書、②法人の場合は定款及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しである。

3 指定の基準（法第25条の3）

市長は、前記の申請をした者が次のいずれにも適合していると認められるときは、指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

4 指定の更新（法第25条の3の2）

指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 変更等の届出（法第25条の7）

指定事業者は、次の事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者免状の交付番号

6 給水装置工事主任技術者の選任等（法第25条の4）

指定工事業者は、法第16条の2第1項の規定による指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第9号様式）を市長に届け出なければならない。

指定工事業者は、前項の規定により選任した主任技術者が欠けたときは、当該欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書を市長に届け出なければならない。

7 給水装置工事主任技術者の立会い（法第25条の9）

市長は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し給水装置の検査の必要があると認めるときは、工事を施行した当該事業者に対し、指名された給水装置工事主任技術者又は施行した事業所に係るその他の給水装置工事主任技術者の立会いを求めることができる。

なお本市では、規程より立ち会わなければならないとしています。

（主任技術者の立会い）

第13条 指定工事業者が工事検査を受ける場合は、当該工事検査に係る給水装置工事に指名した主任技術者又は当該工事検査に係る給水装置工事を施行した事業所に属するその他の主任技術者が立ち会わなければならない。

8 報告又は資料の提出（法第25条の10）

市長は、指定事業者に対し、当該事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

9 指定の取消し（法第25条の11）

指定事業者が昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程の次のいずれかに該当するときは、指定の取消しができる。

- (1)不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2)第2条に適合しなくなったとき。
- (3)第3条各号のいずれかに該当するとき。
- (4)第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5)次条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6)第13条第2項の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7)第14条第3項の規定による市市長求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8)第15条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9)その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

10 指定の停止（法第25条の11）

法第25条の11に規定する指定の取消し事由に該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

11 指定給水装置工事事業者証の返納及び提出（事業者に関する規程第5条）

指定事業者証の交付を受けている指定事業者は、事業の廃止の届け出をし又は指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を市長に返納しなければならない。

事業の休止・指定の効力の停止を受けたときは、指定事業者証を市長に提出しなければならない。

第2節 給水装置工事主任技術者等の役割と職務

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事を適正に行うための技術的な要になるべき者であり、その果たすべき役割と責任は指定事業者とともに重要なものである。ここでは、その役割と職務について述べる。

1 給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

このことから、主任技術者の果たすべき役割として次のことが挙げられる。

- (1) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指名され、調査・計画・施工・検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、工事に従事する職員の指導監督を行う。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を果たすために、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要である。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などの専門的知識と経験を有していることが必要であり、新しい技術・関係法令等の知識を修得するための努力も必要とされる。
- (4) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に従事する職員等の技術上の指導監督を行い、関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となり、適正な給水装置工事を行わなければならない。

2 給水装置工事主任技術者の職務（法第25条の4第3項・施行規則第23条）

給水装置工事主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造・材質が政令の基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に係る次の事項についての水道事業者との連絡又は調整
 - ア 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - イ アの工事及び、給水管の取付口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完成したときの連絡

3 給水装置工事に従事する者の責務（法第25条の4第4項）

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第3節 指定給水装置工事事業者の申請・届出に関する手続

1 受付場所等

申請・届出の種類	手数料	受付場所
指定給水装置工事事業者の登録	10,000円	昭島市水道部業務課業務係
登録状況の変更	2,000円 (役員のみの変更の場合は0)	
登録の廃止・休止・再開	-----	
給水装置工事主任技術者の選任・解任	-----	

2 提出書類

必要書類については、「○」は提出が必要、「×」は提出が不要、「△」は該当する場合のみ提出が必要（該当するかどうかは備考欄を参照ください）となります。

(1) 指定給水装置工事事業者の登録

ア 提出書類

書類名	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（第1号様式）	○	○	
機械器具調書（別紙）	○	○	
誓約書（第2号様式）	○	○	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第9号様式）	○	○	
定款の写し	○	×	最新のを添付してください。
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	×	発行日から3ヶ月以内のもの。
住民票の写し	×	○	発行日から3ヶ月以内のもの
給水装置工事主任技術者証（写し） 又は給水装置工事主任技術者免状（写し）	○	○	
賃貸借契約書又は公共料金等の支払証の写し	△	△	申請する住所が登記事項証明書又は住民票に記載のない場合に添付してください。
角形2号又は角形A4の封筒	△	△	事業者証の郵送を希望する場合、返送先を記入のうえ120円分の切手を貼ってください。再来庁して受け取りを希望する場合は必要ありません。

昭島市指定給水装置工事事業者証 (旧)	△	△	更新時のみ。
指定給水装置工事事業者指定更新 確認事項	○	○	

イ 昭島市が確認する事項

- 1 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 2 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- 3 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績
- 4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

ウ 必要部数

各1部

(2) 登録状況の変更（注意：郵送での申請は受け付けていません。）

ア 提出書類

書類名	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（第5号様式）	○	○	
誓約書（第2号様式）	△	△	
定款の写し	○	×	最新のを添付してください。
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	×	発行日から3ヶ月以内のもの
住民票の写し	×	○	発行日から3ヶ月以内のもの
交付済みの昭島市指定給水装置工事事業者証	△	△	役員のみ変更した場合は必要ありません。
角形2号又は角形A4の封筒	△	△	変更後の事業者証の送付に使用しますので、返送先を記入のうえ120円分の切手を貼ってください。 注：役員のみ変更した場合は必要ありません。

イ 必要部数

各1部

(3) 登録の廃止・休止・再開（注意：郵送での申請は受け付けていません。）

ア 提出書類

書類名	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書（第6号様式）	○	○	
交付済みの昭島市指定給水装置工事事業者証	△	△	廃止及び休止の場合のみ提出してください。

- イ 必要部数
各1部

(4) 給水装置工事主任技術者の選任・解任（注意：郵送での申請は受け付けていません。）

ア 提出書類

書類名	法人	個人	備考
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第9号様式）	○	○	
給水装置工事主任技術者証又は給水装置工事主任技術者免状のコピー	△	△	選任の場合のみ提出してください。

- イ 必要部数
各1部

一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。

なお、施行規則第36条（事業の運営の基準）より、「選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。」に基づき、施行承認申込書へ記入する給水装置工事主任技術者は選任の届出がされている必要があります。

昭島で法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う場合は選任の届出を行ってください。

法第25条の4

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 1 給水装置工事に関する技術上の管理
- 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 4 その他厚生労働省令で定める職務